

# 小規模簡易専用水道の手引き



館 山 市

平成31年1月

# I 小規模簡易専用水道とは

小規模簡易専用水道とは、次の要件に該当する飲用の水道施設です。

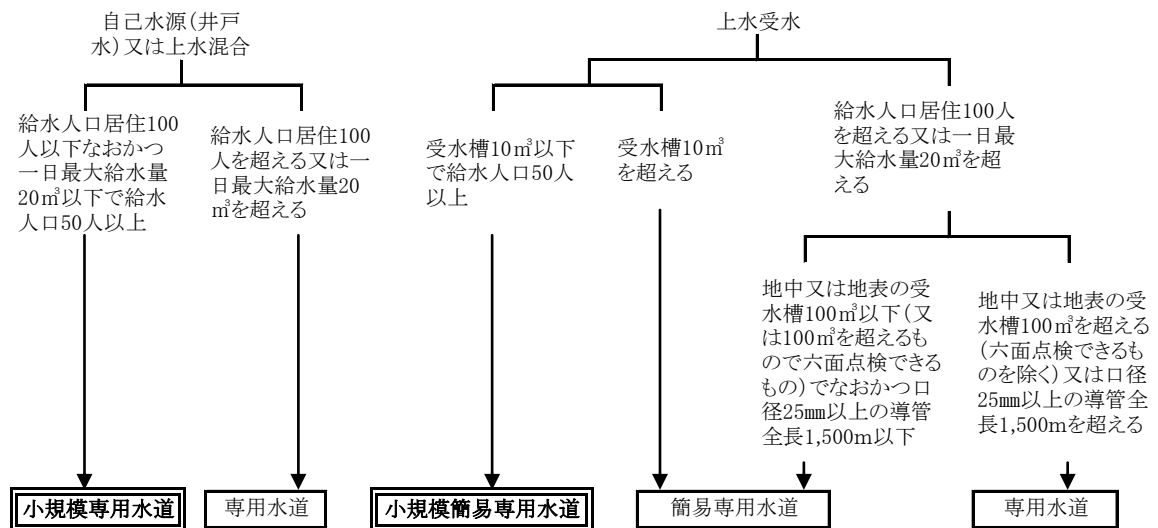
“飲用用”とは、飲用、炊事用、浴用、その他人の生活に利用することです。そのため、消火用や庭の散水用など、飲用に利用しない場合は対象外となります。

## 《要件》

- ・ 上水道を水源とする
- ・ 受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>以下
- ・ 水道利用者\*が50人以上

※「水道利用者」とは、長時間滞在する人を意味します。

アパートやマンションの居住者、学校や病院、遊園施設、宿泊施設、事業所の従業員や利用定員数が対象となります。



## II 必要な届出等

必要な届出等	時期	添付書類
小規模簡易専用水道 設置届出書	水道施設を設置したとき	・施設の概要がわかるもの ・水道施設の配置状況がわかる系統図
小規模簡易専用水道 変更届出書	次の内容に変更があった場合 ・施設の名称 ・供給を受ける人の人数 ・供給を受ける水道事業者 ・受水槽や高置水槽 ・水道施設の配置状況 ・設置者の住所、氏名（法人代表者は除く）	・変更内容がわかる書類
小規模簡易専用水道 届出書	既存の水道施設が、小規模簡易専用水道に該当するようになったとき	・施設の概要がわかるもの ・水道施設の配置状況がわかる系統図
小規模簡易専用水道 廃止届出書	水道施設の撤去や小規模簡易専用水道に該当しなくなったとき	

## III 維持管理

小規模簡易専用水道の日常的な維持管理については、小規模専用水道のような施設基準や水質検査等の義務はありませんが、条例に基づいた以下の「管理基準」は遵守しなければなりません。

### 1 管理体制の整備

管理に当たっては、管理の責任者を定め、給水施設に関する構造図・系統図等各種図面を整備保管するとともに、貯水槽の掃除や、日常の定期点検・設備の補修等の実施期日及びその内容について必ず記録し保存してください。

### 2 残留塩素の保持

受水槽や導管の中で、塩素消毒の効果が薄れてしまうことがあります。

どこの給水栓でもきちんと消毒された水を供給できるように、末端の給水栓の塩素濃度（残留塩素濃度）が0.1mg/l以上になるようにしてください。

### 3 施設管理

#### (1) 水槽及びその周辺の定期点検

水槽及びその周辺を定期的に点検し、亀裂等を発見したときは速やかに補修・改善してください。

その他、点検箇所について「V 点検項目」を参照してください。

## (2) 水槽等の定期的清掃

水槽は1年に1回以上、定期的に清掃してください。

また、水あかや沈殿物が多い場合や汚染があった場合は随時清掃し、消毒してください。

## 4 水質管理

### (1) 定期点検

次の点に異常がないかを日々の利用の中で確認してください。

・色      ・濁り      ・臭い      ・味

### (2) 異常時の対応

上記の点で異常があった場合には、必要な水道施設の点検や水質検査を行ってください。

## 5 その他

消防用設備と共用されている水槽の清掃・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ地域の消防機関へ連絡してください。

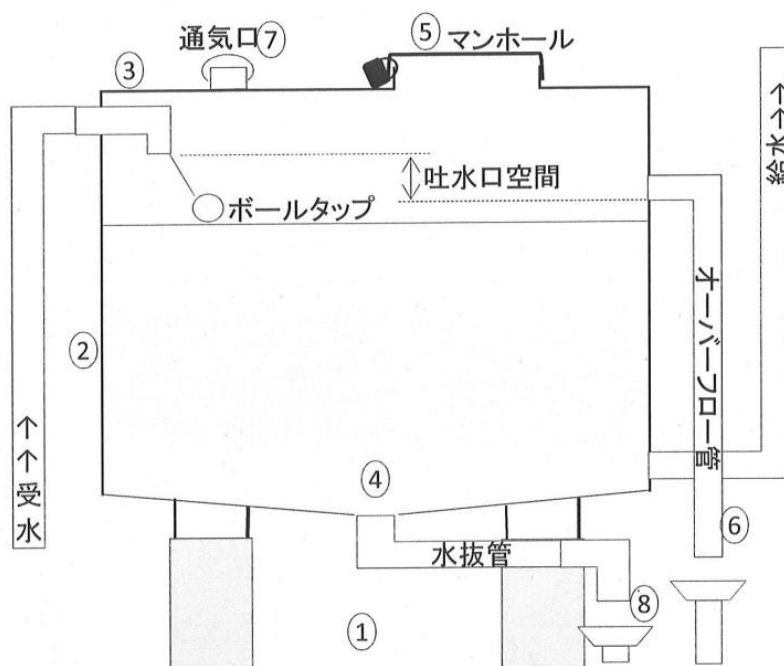
## IV 汚染事故等の緊急時の措置

万一、事故が起き、人の健康を害するおそれがあることを知った時は、速やかに次のような措置をとってください。

(1) 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、市（環境課）等へ連絡し指示に従ってください。

(2) 汚染原因を調査の上、必要な改善措置をとり、給水再開について、市（環境課）の指導に従ってください。

## V 点検項目



点検箇所	点検内容
①水槽の周囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検，清掃，修理等に支障のない空間が確保されていること</li> <li>清潔であり，ゴミ，汚物等が置かれていないこと</li> <li>水槽周辺にたまり水，湧水等がないこと</li> </ul>
②水槽本体	<ul style="list-style-type: none"> <li>亀裂や漏水している箇所がないこと</li> <li>パネルの結合部や通気管，水位電極部，各管の接合部に隙間がないこと</li> </ul>
③水槽上部	<ul style="list-style-type: none"> <li>水たまりや落ち葉などがたい積していないこと</li> <li>他の設備機器等が置かれていないこと</li> </ul>
④水槽内部	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚泥やさび等のたい積物，汚れ，塗装の剥離等の異常がないこと</li> <li>外壁の塗装の剥離や劣化により，光が差し込んでいない</li> <li>異常な浮遊物質がないこと</li> </ul>
⑤水槽のマンホール（蓋）	<ul style="list-style-type: none"> <li>密閉され，埃等が入らないようになっていること</li> <li>関係者以外，容易に開閉できないもの</li> </ul>
⑥水槽のオーバーフロー管	<ul style="list-style-type: none"> <li>防虫網の劣化がなく，虫等が侵入できないようになっていること</li> <li>排水管と直接連結しておらず，逆流の防止に十分な距離であること</li> </ul>
⑦水槽の通気管	<ul style="list-style-type: none"> <li>防虫網の劣化がなく，虫等が侵入できないようになっていること</li> </ul>
⑧水槽の水抜管	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水管と直接連結しておらず，逆流の防止に十分な距離であること</li> </ul>